

立川市都市計画審議会

平成31年2月19日（火）

○日 時 平成31年2月19日(火曜日)午前9時30分

場 所 立川市役所 208・209会議室

○出席委員(13名)

会 長 14番 古 川 公 毅 君

副 会 長 10番 高 橋 賢 一 君

1 番 伊 藤 大 輔 君

2 番 伊 藤 幸 秀 君

3 番 片 野 勸 君

4 番 門 倉 正 子 君

5 番 上 條 彰 一 君

6 番 木 原 宏 君

7 番 小 松 清 廣 君

8 番 佐 藤 淳 一 君

9 番 鈴 木 豊 君

12番 廣 瀬 武 生 君

17番 山 本 洋 輔 君

○欠席委員(4名)

11番 対 馬 ふみあき 君

13番 古 市 壮 吾 君

15番 増 田 哲 生 君

16番 水 野 理 沙 君

○出席説明員

市 長 清 水 庄 平 君

副 市 長 田 中 良 明 君

まちづくり部長 小 倉 秀 夫 君

都市計画課長 武 藤 吉 訓 君

都市計画係長 串 田 直 隆 君

都市計画係 中 内 祐 太 君

都市計画係 渡 邊 ゆ り 君

都市計画係 塩 塚 晃 君

○議事次第

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 題

1. 案件審査会

諮問第7号

立川都市計画 都市計画道路3・4・15号すずかけ通り線の変更(案)
について(立川市決定)

意見聴取

特定生産緑地指定手続き及び立川市生産緑地地区指定基準の改正等について

2. その他

4 閉 会

開会 午前9時30分

○武藤都市計画課長 定刻になりましたので、始めたいと思います。本日は、古市委員、増田委員、そして、水野委員から欠席のご連絡をいただいております。

それでは、ただいまより立川市都市計画審議会を開催したいと存じます。

審議会開催に当たり、市長からご挨拶申し上げます。

○清水市長 おはようございます。本日は大変お忙しいところ、都市計画審議会を開いていただきまして、大変ありがとうございました。また、日ごろから市のまちづくりあるいは計画等に、あるいは、この審議会の運営につきましてご協力をいただいておりますことに心からお礼を申し上げる次第でございます。

昨年8月の都市計画審議会におきましてご説明いたしました立3・4・15号すずかけ通り線の計画廃止につきましては、その後、都市計画法に基づく手続を進めてまいりました。本日、諮問第7号としてお諮りすることとなりました。

また、平成30年4月に施行されました特定生産緑地制度につきましては、本市では来年度より指定手続を開始する予定であります。本日は、この手続の進め方と指定基準につきましてご意見を頂戴いただければと存じます。詳しくは後ほど担当からご説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○武藤都市計画課長 ありがとうございます。

では、会長、進行をよろしくお願いいたします。

○古川会長 それでは、案件審査会を開催いたします。

○武藤都市計画課長 では、最初に、清水立川市長より諮問をお願いいたします。

○清水市長 立ま都第1570号。平成31年2月19日。立川市都市計画審議会会長 古川公毅殿。立川市長 清水庄平。

都市計画について（諮問）。

貴審議会に下記の事項について諮問します。

記。

1 諮問第7号「立川都市計画 都市計画道路3・4・15号すずかけ通り線の変更（案）について（立川市決定）」。

2 意見聴取。特定生産緑地指定手続き及び立川市生産緑地地区指定基準の改正等について。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○古川会長　　ただいま諮問をお預かりいたしました。

傍聴人はいらっしゃいますか。

（「いらっしゃいません」と呼ぶ者あり）

○古川会長　　それでは、案件審査に入ります。

本日、審議いたします案件は、諮問第7号 立川都市計画 都市計画道路3・4・15号すずかけ通り線の変更（案）について（立川市決定）、2、意見聴取 特定生産緑地指定手続き及び立川市生産緑地地区指定基準の改正等について、でございます。

それでは、まず、諮問第7号 立川都市計画 都市計画道路3・4・15号すずかけ通り線の変更（案）について（立川市決定）から審議いたします。事務局より説明をお願いします。

○武藤都市計画課長　　それでは、説明させていただきます。

立川都市計画道路3・4・15号すずかけ通り線の変更についてご説明いたします。

平成28年3月に策定した東京における都市計画道路の整備方針第四次事業化計画で見直し候補路線として位置づけられた立3・4・15号すずかけ通り線の一部区間について、今回、改めて地域の視点から検討を加えましたが、必要性が低いことが確認されたことから、平成30年8月にこの一部の区間の計画を廃止する方針を決定し、8月に都市計画審議会にて案件説明をさせていただきました。

その後、縦覧など必要な都市計画の手続を進め、今回この変更案について諮問させていただくものでございます。

それでは、その内容についてご説明させていただきます。

まず初めに、都市計画の変更対象となる道路の位置についてご説明いたします。

道路の名称は立3・4・15号すずかけ通り線で、延長は約3,820m、幅員は16mです。

この道路は砂川町六丁目を起点とし、若葉町二丁目を終点としております。

今回、都市計画の変更対象として計画廃止となる区間は、起点である立3・3・3号新五日市街道線との交差部から砂川町五丁目間の延長約230mの区間となります。

次に、上位計画として平成27年度に策定した東京における都市計画道路の整備方針第四次事業化計画での位置づけについてご説明いたします。

東京都・特別区・26市2町は、より効率的な道路整備を推進していくため、東京における都市計画道路の整備方針、第四次事業化計画を平成28年3月に策定いたしました。

この中で将来都市計画道路のネットワークについては未着手の都市計画道路（幹線街路）を対象に15の検証項目に照らしてその必要性を検証しています。

15の項目に照らした検証により必要性が確認されなかった路線は見直し候補路線として位置づけ、平成28年度以降に計画廃止や幅員の縮小を含め計画の方向性を検討し、都市計画手続を行っていくこととしました。

立川市内の都市計画道路においては、立3・4・15号線の立3・3・3号線から砂川町五丁目までの区間が検証の結果、15の検証項目のうちいずれの項目にも該当しませんでした。このことから、当該区間は見直し候補路線（区間）に位置づけ、地域の視点から改めてその必要性を検証することとなりました。

なお、第四次事業化計画を策定するに当たってはパブリックコメントを実施いたしました。

続いて、当該路線と周囲の都市計画道路整備の変遷についてご説明いたします。

立3・4・15号すずかけ通り線は昭和41年11月10日に当初計画決定がされましたが、当該区間周辺の東西方向の現道は五日市街道のみでありました。当時、周辺の開発が進展し、五日市街道が混雑していたため、立3・4・15号すずかけ通り線は五日市街道のバイパス路線として当初の計画決定がされました。なお、立3・4・15号すずかけ通り線は当初の計画決定よりこれまで名称以外の変更はありません。

立3・3・3号新五日市街道線と立3・3・30号立川東大和線については、立3・4・15号すずかけ通り線が計画決定された昭和41年以前の昭和36年に計画決定されています。

昭和41年に立3・4・15号すずかけ通り線の計画決定された後、昭和44年に立川通りの混雑解消を目的として立3・3・30号立川東大和線の幅員を16mから28mに拡幅する計画変更が行われました。

昭和44年に立3・3・30号立川東大和線の計画が変更された後、昭和56年に立川基地跡地及び立川駅近隣を含めた跡地周辺地域について、多摩地域における中心市街地としての整備を図るため、立3・1・34号中央南北線が40mから60mの幅員で、また、立3・2・16号国営公園北線が30mの幅員で当初の計画決定がされました。

立3・4・15号すずかけ通り線の五日市街道より南東部については、昭和43年から平成16年にかけて段階的に供用が開始されております。

昭和56年に立3・1・34号中央南北線の計画が決定された後、立3・3・30号立川東

大和線の拡幅、平成新道、平成新道から五日市街道までの立3・4・15号すずかけ通り線、五日市街道以南の立3・1・34号中央南北線、立3・2・16号国営公園北線が整備されました。

なお、立3・1・34号中央南北線、立3・3・3号新五日市街道線の一部の未整備区間は第四次事業化計画において平成37年までに優先的に整備すべき路線として優先整備路線に位置づけられております。

続いて、第四次事業化計画策定後の平成29年6月に改定した立川市都市計画マスタープランにおける当該区間の位置づけについてご説明いたします。

平成29年6月に改定した立川市都市計画マスタープランでは、第四次事業化計画の策定を受け、当該区間について「地域の視点から改めて路線の必要性等を検証し、必要な手続を進めます」と位置づけました。

都市計画マスタープランの改定に当たっては、パブリックコメントを実施したほか、平成29年4月に市内5カ所で説明会を開催いたしました。

これらの上位計画の位置づけや周辺都市計画道路整備の変遷などを踏まえ、当該区間の必要性を整理しました。

立3・4・15号すずかけ通り線は五日市街道のバイパス路線として昭和41年に当初の計画決定がされましたが、現時点で五日市街道と平行する東西方向の区間は若葉町一丁目まで既に整備されており、当初の目的をおおむね達成しているものと考えております。

また、立3・4・15号すずかけ通り線の計画決定以降、東西方向には平成新道が新たに整備され、南北方向には直近に立3・1・34号中央南北線の決定や、立3・3・30号立川東大和線が変更・整備されており、立3・4・15号すずかけ通り線の当該区間周辺の道路網は決定当初よりも格段に機能向上しております。

直近に計画された立3・1・34号中央南北線、立3・3・3号新五日市街道線については、第四次事業化計画において優先整備路線に位置づけられており、現在事業化に向けた検討が進められております。

このように第四次事業化計画や立川市都市計画マスタープランで位置づけた後、周辺の都市計画道路の整備の変遷など地域の視点を踏まえ検証した結果、立3・4・15号すずかけ通り線における当該区間の都市計画道路の必要性が低いと判断いたしました。

ここからは当該区間を廃止する都市計画の変更案である計画書、計画図、また、これまでの手続の経過についてご説明いたします。

変更案についてです。お手元に配付しました資料の1ページ、計画書をごらんください。

今回の変更事項としては3点でございます。

1点目として、当該区間の廃止により立3・4・15号すずかけ通り線の起点位置を砂川町六丁目から砂川町五丁目に変更しています。

2点目として、延長を3,820mから3,590mに変更しています。

3点目として、これまで表記が必要なかった車線の数について、平成10年度の都市計画法施行令の改正により定めるよう努めるものとするとのことから、今回の当該区間の廃止に合わせて2車線と表記しています。

廃止の区間の計画図としては、このようになります。これまでの経過についてご説明いたします。

8月21日に都市計画審議会にて案件説明をさせていただいた後、原案の説明会を10月17日と21日の2日間行いました。参加者は合計で9名でした。

主なご質問としては、廃止することによって固定資産税などがどのくらい上がるのかなどの質問があり、個人情報にかかわることから、課税部署に直接問い合わせいただくようにご案内いたしました。

その後、11月8日から11月19日にかけて東京都知事協議を行い、意見はない旨の回答をいただき、平成31年1月15日から1月29日に都市計画案の公告・縦覧・意見書の受付を行いました。縦覧者は1名で、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上でございます。

○古川会長　説明は終了しました。

ただいま説明がありました立川都市計画道路3・4・15号すずかけ通り線の変更案に関してご意見、ご質問等がございましたらお受けいたします。

はい、どうぞ。

○上條委員　今回の都市計画道路の変更案は都市計画道路の整備の必要性が低いということで、延長を230メートル廃止するという提案であります。

これまで都市計画決定をしたものを廃止するという事例というのは、私も議員になって多少年数を経ているんですが、本市としては初めてのことでないかと思います。都内ではどのぐらいの事例があるのかお答えをいただきたいと思います。

それから、国土交通省が2012年から3度にわたって都市計画運用指針を発出をいたし

まして、必要性の検証を行った上で廃止や幅員変更など適切な見直しを行うことを助言をするとともに、都市計画道路の見直しの手引も出して、こうした見直しの働きかけをしているわけではありますが、背景としてはどういう背景があるのか、また、どういう対応がされているのか、おわかりであればお答えをいただきたいと思います。

それから、一旦計画をしたものであっても、今回のように必要性が疑問視をされるような都市計画道路については、今後も見直しを図っていくということが必要だと思いますが、この点での見解をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○古川会長 それでは、お願いします。

○武藤都市計画課長 廃止の手続についての都内の事例という件でございますけれども、過去に廃止された路線が何本あるかというのは、申しわけございませんが、わかりませんが、第四次事業化計画を検討する中で見直し候補路線として9路線挙げております。その中の1本として立川市のこの今回のものが、案件が挙がっております。ほかにもう一本についても手続を進めているというふうには聞いております。

あと、国土交通省の運用の手引の関係でございますが、これはあくまでも考え方を提示したものであって、各自治体で広域的な観点もあるのかもしれないんですけれども、そういうところも含めて検証するというふうに考えております。

今後も廃止についてという観点でございますが、第四次事業化計画を検討するに当たりまして、都市計画道路については、先ほど言いました15の項目に照らし合わせて必要性は検討した中で、今回の区間を廃止するという方針を定めております。今後については、社会の経済状況の変化に応じて検討する必要性はあるのかとは思いますが、現状としてはこの1本の路線を廃止したいと考えております。

以上です。

○古川会長 ほかにございませんか。

それでは、このことについて討論を行います。討論はございませんか。

はい、どうぞ。

○上條委員 国土交通省も都市計画道路の見直しを助言いたしておりますし、これを受けて名古屋だとか大阪などの関西圏では相当の見直しを行って、事業見通しのないものについては都市計画道路の廃止ということをやっているということを聞いております。

したがって、今後も都市計画道路の見直しについては、住民の意向等も踏まえて行う

ことをお願いをしたいと思います。

この諮問第7号については賛成をいたします。

以上です。

○古川会長　ほかにございませんか。

それでは、次に採決を行いたいと思います。

諮問第7号　立川都市計画　都市計画道路3・4・15号すずかけ通り線の変更（案）
について（立川市決定）は、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○古川会長　それでは、異議なしと認め、諮問第7号については原案のとおりといたします。

次に、審議会への意見聴取案件になります。

意見聴取は、特定生産緑地指定手続き及び立川市生産緑地地区指定基準の改正等についてです。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○武藤都市計画課長　それでは、ご説明させていただきたいと思います。

まず初めに、特定生産緑地制度の概要についてご説明させていただきます。

生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後においては生産緑地の所有者は市町村に対して当該生産緑地について買取申出がいつでも可能となります。このことから、当該生産緑地は都市計画上不安定な状態に置かれることとなります。

資料1、2をごらんいただきたいと思います。

○小倉まちづくり部長　こちらの緑の資料を見てください。

○武藤都市計画課長　それでは、ご説明させていただきます。このため、国は平成29年度に生産緑地法を改正し、生産緑地地区の都市計画決定告示日から30年が経過する日を申出基準日とありますが、この申出基準日が近く到来する生産緑地について市町村長が農地等利害関係人の同意を得て申出基準日より前に特定生産緑地として指定し、買取申出が可能となる期日を10年延期する特定生産緑地制度を創設し、平成30年4月1日より施行いたしました。

このことにより、申出基準日以降も引き続き生産緑地が保全され、良好な都市環境の形成に寄与されることから、立川市としてもこの制度を活用し、生産緑地の保全を図っていきたいと考えております。

資料1の上段、左側の図をごらんください。この制度は生産緑地の都市計画決定から30年経過後も生産緑地の保全を図るため、市が新たに特定生産緑地に指定することで生産緑地の所有者が従来適用されていた税制優遇措置を継続して受けることができるようにするものです。

特定生産緑地の指定は生産緑地の都市計画決定から30年経過する日である申出基準日までに行う必要があります、申出基準日以降は指定ができなくなります。

続いて、特定生産緑地に指定することのメリットについて、生産緑地の都市計画決定から30年経過後の時点为例にご説明させていただきます。

資料1、上段右側の図をごらんください。一番上の段の特定生産緑地に指定した生産緑地の場合、これまでと同様、行為の制限が継続されます。買取申出の事由もこれまでと同様、主たる従事者の死亡、故障、一定期間の経過ですが、この期間について30年から10年に短縮されます。従来適用されていた固定資産税や都市計画税、相続税の優遇措置は継続されます。

次に、真ん中の段の特定生産緑地に指定しない生産緑地の場合、生産緑地として行為制限は継続されますが、買取申出はこれまでの事由にかかわらずいつでも可能となります。しかし、固定資産税や都市計画税が段階的に引き上げられ、5年間で宅地並み課税となります。また、相続税については、現在受けている納税猶予のみ現世代の方に限り継続しますが、新たな納税猶予を受けることはできません。

最後に、一番下の段の生産緑地の買取申出をし、行為の制限を解除した農地については固定資産税や相続税等の、税制優遇措置はなくなります。

次に、特定生産緑地の指定に向けた立川市のスケジュールについてご説明いたします。

まず、これまでの経緯ですが、特定生産緑地制度の周知を図るため、立川市内に農地を所有されている方々に対し昨年8月28日から9月3日までに計6回制度の説明会を行いました。説明会の参加者は合計で249名でした。

その後、昨年の10月下旬に生産緑地をお持ちの皆様へ生産緑地ごとに申出基準日を記載した到来通知とアンケートを送付し、現時点での特定生産緑地指定に関する所有者の方のお考えをお聞きいたしました。アンケートの回収率は現在約92%で、このアンケートの結果として特定生産緑地に指定する意向のある所有者は回答者の約65%、意向のない所有者は約15%、指定するかどうか分からないという回答は約20%となりました。

次に来年度の予定です。まず、本年の5月ごろに特定生産緑地の指定手続に関する説

明会を開催し、生産緑地所有者の皆様にご説明した上で8月ごろから指定の受付を開始したいと思います。

おおむね3カ月間の指定申請書類の受付を行った後、これを取りまとめ、来年の2月ごろに立川市都市計画審議会へこの指定について意見聴取させていただきます。

特定生産緑地の指定は都市計画決定をするものではありませんが、都市計画の決定に準じた法的効果を発生するものであるため、生産緑地法において都市計画審議会の意見聴取を行うことが定められております。

このようなことから、都市計画審議会の意見聴取においては、資料2のように指定書及び指定図をお示しさせていただき、特定生産緑地に指定することでさらに10年間生産緑地地区として行為の制限をかけ、保全を図っていくことなどについて都市計画の観点から委員の皆様にご意見をいただきたいと考えております。

この指定書及び指定図については、東京都よりひな形として示されたものになりますので、今後、再確認の上、必要に応じ修正を行った上で使用する予定でございます。

平成32年度以降も毎年このように指定受付や意見聴取を行い、最初の申出基準日である平成34年11月5日の直前に、まとめて指定公示を行う予定としております。

それでは、次に、立川市生産緑地地区指定基準の改正などについてご説明させていただきます。

現在行っている生産緑地地区の追加指定については、平成14年度に定めた立川市生産緑地地区指定基準に基づき行っております。今回新たに創設された特定生産緑地制度の運用に当たり、この生産緑地地区指定基準を改正し、特定生産緑地指定基準を新規に策定することにより指定の受付を進めていきたいと考えております。

それでは、まず、立川市生産緑地地区指定基準の主な改正内容について、大きく5点ご説明いたします。資料3の新旧対照表をごらんください。

○串田都市計画係長 新旧対照表はないです。

○武藤都市計画課長 すみません、資料3をごらんください。新旧対照表はございませんので、すみません。

まず、1点目として、本基準の名称、そのほか関連する記載について改正された生産緑地法に合わせ、「指定」から「決定」に変更しています。

2点目としては、基準第3条、一団のものの区域について、生産緑地地区を定める際の一団のものの区域の考え方を一部緩和し、新たに基準に記載いたしました。これまで

小規模として取り扱う道路等の幅員規模としては、原則 6m を上限としていましたが、現状として 6m を超える区画道路も存在することから、今後は 6m を超える区画道路についても小規模なものとして取り扱い、これらを介在する農地等については物理的な一体性を有すると捉え、一団のものの区域として取り扱うことといたします。

3 点目としましては、基準第 6 条、地区の決定についてです。これまで筆の一部の決定を認めておりましたが、区域が明確にならないことなどから今後は筆の全部についてのみ決定するものといたします。

4 点目としては、基準第 8 条、決定に関する使用書類についてでございます。これまでは基準に必要な書類の記載がありませんでしたが、所有者の方に対して明確となるよう今回の改定で基準に記載することといたしました。

5 点目でございます。最後でございますが、基準第 11 条、委任についてです。ここでは特定生産緑地の指定について市長が別に定める旨を記載いたしました。

続いて、ただいまご説明いたしました基準第 11 条に基づき、今回新たに定めた立川市特定生産緑地指定基準（案）の主な内容についてご説明いたします。資料 4 をごらんください。

指定基準第 3 条、指定及び延長の要件をごらんください。指定及び延長する生産緑地の要件を 3 つ記載しております。

要件の 1 つ目としては、立川都市計画生産緑地地区内の適正に管理された土地であることを記載しています。

2 つ目の要件としては、申出基準日または指定期限日がおおむね 3 年以内に到来することになる生産緑地としています。

3 つ目の要件として、原則として、現に決定している生産緑地の位置及び規模と一致していることとしております。

指定基準第 4 条、指定の 3 項をごらんください。

ただいまご説明した 3 つ目の要件の例外規定について記載しています。

現に決定している生産緑地の一部を特定生産緑地に指定する際は、その区域を明確にする必要があることから、都市計画運用指針の記載を踏まえ、分筆の登記を必要とする旨の記載をしております。

先ほどご案内させていただいたアンケートでは、現在決定している生産緑地の一部を特定生産緑地に指定する意向がある方は指定意向のある生産緑地のうち約 2 % となって

おり、約95%の方は現に決定している生産緑地そのままを特定生産緑地に指定する意向があることがわかりました。

最後に、第4条の5項をごらんください。

ここでは、指定の公示を市役所の掲示場と立川市の公式ホームページに掲載することにより行う旨を記載しております。

説明は以上となりますが、立川市ではこのようなスケジュールや基準等をもとに来年度から特定生産緑地の指定手続に着手してまいりたいと考えておりますので、事前に皆様からご意見を伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○古川会長　　以上で説明は終了しました。

ちょっと事務局のほうから補足があるようなので、お願いします。

○武藤都市計画課長　　決定基準の第11条をごらんください。6ページ目です。6ページ目の第11条で、先ほどご説明の中で市長が別にとりうふうにご説明させていただきましたが、部長が別に定めるといふふうに変更をお願いいたします。

○古川会長　　部長でいいの、部長でいいのね。

○武藤都市計画課長　　はい。

○古川会長　　それでは、質問等がございましたらお受けいたします。

○上條委員　　今回、生産緑地指定が30年を超えるということで特定生産緑地への指定が行われるということだと思います。

私は農地を保全して農業と都市の緑を守ることではこの特定生産緑地へのスムーズな移行ということが行われるべきだと考えております。その上で何点かお聞かせをいただきたいと思います。

1つは、資料1のスケジュール表の中で、意向アンケートが行われたということで、先ほどアンケートを寄せられた方が92%という報告でありましたが、残りの8%の方たちについてはどのような対応をされているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、ことし5月に特定生産緑地指定手続説明会が行われ、8月から10月ごろから指定の受付を始めるという、そういうスケジュールになっておりますが、特定生産緑地へのスムーズな移行が行われるように丁寧な対応をお願いをしたいと思うわけですが、どのような対応を考えておられるのか、お答えください。

それから、特定生産緑地の第3条の(3)に、市長がやむを得ないと認める時というのが表記があるんですが、具体的にはどういうことを想定をされているのかお答えを

いただきたいと思います。

それからもう一点は、資料4の中で、かなり指定の申請手続にはいろんな書類の提出というのが必要ということになっていると思いますけれども、余り煩雑な手続とならないように、できる限り簡素化すべきではないかと思いますが、見解をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○古川会長 じゃ、よろしくお願いします。

○武藤都市計画課長 まず、アンケートの関係でございます。約8%の方から回答をいただいておりますが、当初、アンケートに関しましては期日も決めて返信をお願いしましたが、当時はそんなに、もっとそれ以上に返信なかったんですが、これについては農業委員会等をお願いして、返していない方に対して返信するようにお願いをしております。現在についても、回答をいただいていない方に関しては返信いただけるようなことについて今検討しているところでございます。

説明会、申請手続で丁寧な対応ということでございます。来年度、ことしの8月から10月にかけて1回目の申請手続を行う予定にしています。それを来年、再来年と3回申請手続を行いたいというふうに思っています。33年度末にどのぐらいの数が出るかというのは当然わかると思いますので、そこでどういう対応をするのかというのはちょっと考えていきたいなというふうに思っていますが、現状としては3年間で、一番の問題は多分、制度を知らないというのが一番問題になるのかなと思っておりますので、制度についての周知については、先ほど言ったアンケートにご回答していただかなかった方に対して制度について周知するような形で考えていきたいと考えております。

手続の簡素化ということでございますが、手続をする上で確認しなければいけない事項がございますので、先ほど言いました利害関係人の方、全ての方の同意とかいうところもございますので、手続に必要な書類についてご提出いただくような形でお願いしたいなというふうには考えております。

現在、生産緑地については、土地を丸筆で決定している場合と、その土地の一部を決定している場合がございます。基本的には、今の生産緑地を決定しているものをそのまま特定生産緑地に指定していきたいというのが立川市の考えでございます。その中で、当然、権利者の方で一部を指定したいという方もいるので、その部分を市長がやむを得ないと認める場合というふうに定めております。

前のスライドで見ますと、上の、左側が全部の生産緑地をそのまま特定生産緑地に指定する場合で、右側が現在筆の一部を生産緑地で、そのままを特定生産緑地に指定する場合が右側になります。下の左の場合は、全部の生産緑地の一部を特定生産緑地にする場合で、右側がまたその一部を指定する場合がありますので、この下の状況で指定する場合を特に市長が認める場合というふうに定めております。

以上でございます。

○古川会長　よろしゅうございますか。

○上條委員　すみません、その未回収の方のアンケートの関係ですけれども、出しているようにそういう働きかけをしているということでもありますので、そうしたアンケートもしっかり回収した上でアンケートのまとめというのは行われるのだと思いますが、そこら辺の見通しというのはどうでしょうか。

それから、もう一点、今の説明でいろいろと丁寧な対応を考えておられるということとはよくわかりました。それで、説明会にお集まりいただくだけでなく、農業委員会の方たちとも協力をして、しっかりこの特定生産緑地制度についての内容を知っていただくということが必要だと思いますので、そこら辺の取り組みをお願いをしたいのと、それから、常設の相談窓口というのは設置できないのかどうか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○古川会長　お願いします。

○武藤都市計画課長　アンケートの見通しでございますが、現在回答いただいていない方は大体わかっておりますので、そういう方についてはお手紙等でお知らせしていきたいというふうに考えております。

特定生産緑地の周知の方法なんですが、説明会のほかに、今年度もやっていますが、農業委員会の総会でも説明をさせていただいております。その中でも説明してもわからない方も結構いらっしゃるというふうに伺っておりますので、そこについては、例えば、出前講座で、出していただければ説明もいたしますという話をさせていただいて、現在、出前講座を1回説明会を開催させていただいております。今後も出前講座等の依頼があれば、それらについては対応していきたいというふうに考えております。

常設の窓口相談ということですが、来年度以降、特定生産緑地を進めていきますので、特別常設窓口ということではなくて、都市計画課の中に生産緑地の担当がつきますので、そちらのほうで対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○上條委員　ぜひご努力をお願いいたします。

以上です。

○古川会長　ほかにございませんか。

それでは、意見聴取案件でございますので、審議会として本件に対する意見の有無を伺いたいと思います。

よろしいですか。

それでは、特定生産緑地指定手続き及び立川市生産緑地地区指定基準の改正案等については審議会として意見はないということでよろしゅうございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○古川会長　それでは、意見はないものといたします。この場で答申をお渡しすることになりますので、事務局で答申書を作成していただく間、暫時休憩といたします。5分程度ですから25分ということで、あの時計で25分ということで開会をしたいと思います。それまで暫時休憩といたします。よろしくをお願いします。

（休　憩）

○古川会長　それでは、時間前ではございますが、皆さんおそろいなので再開させていただきます。

それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、答申書を読み上げ、市長へ提出させていただきます。

立川市長　清水庄平殿。立川市都市計画審議会会長　古川公毅。

都市計画について答申。

平成31年2月19日付立ま都第1570号により立川市長から諮問のあった下記の事項について、2月19日開催の当審議会において、本市の実情を熟慮の上、各委員が忌憚なく意見を述べ、この案件を慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記。

答申1、諮問第7号　立川都市計画　都市計画道路3・4・15号すずかけ通り線の変更（案）について（立川市決定）、原案は妥当である。

2、意見聴取　特定生産緑地指定手続き及び立川市生産緑地地区指定基準の改正等について、意見はないものとする。

以上です。よろしくをお願いします。

○清水市長 どうもありがとうございました。

○古川会長 以上で、案件審査会を終了させていただきます。

その他の議事録については、省略

○古川会長 それでは、立川市都市計画審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 午前１０時２７分